

## ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額を納入する際、沖縄県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、本村の取扱局として指定しなければなりません。右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入するときに、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局等は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

キ  
リ  
ト  
リ  
セ  
ン

年 月 日

ゆうちょ銀行店長様  
郵便局長

沖縄県読谷村長 石嶺傳實



## 郵便局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を本村の村県民税（特別徴収税額）納入取扱局に指定したので通知します。

記

- |   |        |                |
|---|--------|----------------|
| 1 | 口座番号   | 01780-7-960636 |
| 2 | 加入者名   | 読谷村会計管理者       |
| 3 | 取りまとめ店 | 福岡貯金事務センター     |